

耐震改修促進法に基づく
「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果の公表

高崎市建設部建築指導課

平成29年1月16日（公表）

平成30年2月1日（更新）、平成31年3月15日（更新）、令和2年3月31日（更新）、令和6年3月29日（更新）

【用途：学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	高崎市立新町中学校	高崎市新町361番地1	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.28$ $C_{TU} \cdot S_D=0.79$	—		耐震改修済み 平成26年9月完了	
2	高崎市立新町第二小学校	高崎市新町2010番地1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.30$ $C_{TU} \cdot S_D=0.75$	—		耐震改修済み 平成20年9月完了	
3	高崎市立久留馬小学校	高崎市高浜町2321番地1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.60$ $C_{TU} \cdot S_D=0.30$	—	東側校舎棟部分		
					$I_s/I_{s0}=1.33$ $C_{TU} \cdot S_D=0.47$	—	西側校舎棟部分		
4	群馬県立二葉特別支援学校	高崎市足門町120番地	特別支援学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.21$ $C_{TU} \cdot S_D=0.39$		教室棟部分		
					$I_s/I_{s0}=1.18$ $C_{TU} \cdot S_D=0.82$		教室・特別教室棟部分		
					$I_s/I_{s0}=4.96$ $C_{TU} \cdot S_D=1.10$		プレイルーム棟部分		
					$I_s/I_{s0}=1.41$ $C_{TU} \cdot S_D=0.55$		管理棟部分	耐震改修済み 平成13年3月完了	

【用途：体育館（一般公共の用に供されるもの）】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	高崎市浜川体育館	高崎市浜川町 1487番地	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.9$ $C_{TV} \cdot S_D=0.24$	耐震改修	検討中	メインアリーナ部分	
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.25$ $C_{TV} \cdot S_D=0.23$	耐震改修	検討中	廊下棟部分	
				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.75$ $q=1.11$	—	—	サブアリーナ部分	耐震改修済み 平成27年3月完了

【用途：劇場、観覧場、映画館、演芸場】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	群馬音楽センター	高崎市高松町 28番地2	劇場	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法	確認できる	—	—	当該建築物は、不整形折面架版構造という特殊な架構形式をとっているため、架構を立体として認識できるよう適切にモデル化して応力解析を行う方法により実施	

【用途：百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	高崎高島屋	高崎市旭町 45番地	百貨店	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 (2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.00$ $C_{TV} \cdot S_D=0.61$	—	—	地上3～6階部分	耐震改修済み 平成26年4月完了
				一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(鉄骨が非充腹材)	$I_s/I_{s0}=1.20$ $C_{TV} \cdot S_D=0.57$	—	—	地上1～2階部分	耐震改修済み 平成26年4月完了

【用途：ホテル、旅館】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	ホテルグラン ビュー高崎	高崎市柳川町 70番地	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の 耐震診断基準」に定める「第3次診断法」 (2009年版)(鉄骨が充腹材)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TV} \cdot S_D=0.49$	—	—		耐震改修済み 令和2年2月完了

【用途：博物館、美術館、図書館】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	群馬県立近代美術館	高崎市綿貫町 992 番地 1	美術館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=1.40$ $C_{TV} \cdot S_D=0.43$	—	—		耐震改修済み 平成 20 年 4 月完了
2	群馬県立歴史博物館	高崎市綿貫町 992 番地 1	博物館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」(2001 年版)	$I_s/I_{s0}=1.35$ $C_{TV} \cdot S_D=0.84$	—	—		

【用途：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	日本精工株式会社高崎工場 2号棟	群馬県高崎市 八幡町358	危険物の貯蔵場	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針 (1996年版、2011年版)	$I_s=0.75$ $q=1.03$	—	—		耐震改修済み 平成30年8月完了

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{Tu} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{Tu} \cdot S_D$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※備考1で特に記載のない場合は、 $I_{s0}=0.6$ 、 $Z \cdot G \cdot U$ ($Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$) = 1.0としています。

震度6強から7に達する程度の大規模な地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。